

○国立大学法人上越教育大学におけるエネルギーの使用の合理化 及び省エネルギー対策の推進に関する規程

(平成19年10月25日規程第29号)

最終改正 平成27年3月24日規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基づき、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)におけるエネルギーの使用の合理化及び省エネルギー対策（以下「省エネ対策」という。）の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) エネルギー 法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。

(2) 固定資産監守者 国立大学法人上越教育大学固定資産等管理規程（平成16年規程第63号）第9条に規定する固定資産監守者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本法人の省エネ対策の推進に関する業務を総括管理する。

(エネルギー管理員)

第4条 学長は、エネルギー管理を適切に行うため、本法人にエネルギー管理員を置き、施設課長をもって充てる。

2 エネルギー管理員は、学長を補佐し、エネルギー管理を行うために次の各号に掲げる業務を行う。

(1) エネルギー管理標準の作成

(2) エネルギー使用状況の把握，記録及び分析

(3) エネルギーの使用設備・機器の運転及び適正な維持管理

(4) 具体的な省エネ対策の推進

(5) その他エネルギー管理について、必要と思われる事項に関すること。

(省エネルギー推進者)

第5条 省エネ対策を効果的に推進するため、本法人に省エネルギー推進者を置き、固定資産監守者をもって充てる。

(職員及び学生の責務)

第6条 職員及び学生は、本法人の講ずる措置に従い、省エネ対策の推進に努めなければならない。

(事務の処理)

第7条 省エネ対策に関する事務は、財務課及び施設課において処理する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、省エネ対策の推進に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則（平成25年規程第7号（平成25年3月22日））

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第14号（平成27年3月24日））

この規程は、平成27年4月1日から施行する。